２０１８年度　活動方針

１　基本方針

この協議会は、前身の氷上郡同和教育協議会による３０年にわたる取組を引き継ぎ、丹波市発足以来、基本的人権の尊重、自由・平等・平和を基本理念として、部落差別をはじめあらゆる差別のない、共に生きる社会の実現をめざし、教育・啓発活動に取り組んできた。

さて、今日、グローバリズム経済の進行と世界的な格差の拡大により、国内外において排他的で不寛容な風潮が広がりを見せ、差別と偏見、憎悪と排斥を容認するような空気を感じる。そのような社会において、部落問題、女性、障がいのある人、高齢者、子ども、外国籍の人、性的マイノリティの人に対する人権問題、パワハラやセクハラ等の人権問題、いじめや暴力、虐待などの人権問題、インターネット上での人権問題など、様々な人権課題への対応が求められている。

また、２０１６年に新しい人権のステージの幕開けとなるような、人権関連三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）が施行され、

「差別」とその「解消」が明記された。新しい人権のステージで、国民的課題とし

たこれらの解消三法に基づく取り組みがなされようとしている。

本協議会は、これまでの取組の成果と課題及び法制度や社会情勢などを踏まえ、

市民参加による人権教育推進体制づくりの拠点として、自覚と責任と使命を兼ね備えた市民の主体的な取り組みのもとに、市民みんなが幸せに暮らせるまちづくりや、人権文化があふれる地域づくりをめざして、人権教育・啓発の推進に努める。

２　重点策

（１）部落差別をはじめとするあらゆる人権侵害の撤廃と人権尊重の意識高揚を目

指し、丹波市における人権・同和教育の推進と啓発活動の充実に努める。

（２）日本国憲法、人権関連三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」、「第２次丹波市人権施策基本方針」に示された理念を尊重し、人権文化の創造をめざすあらゆる個人、団体、機関等とのネットワーク化を図る。

（３）学校・家庭・地域・職場での人権学習の輪を広げ、一人一人がお互いの違いを

認め合い、支え合い、安心して暮らせる共生社会の実現を目指す。

（４）「同和教育審議会答申」以来５０余年培ってきた同和教育に対する取り組みの

成果を継承し、公益社団法人全国人権教育研究協議会（以下、全人教）兵庫県人権教育研究協議会(以下、兵人教)丹波地区人権・同和教育研究協議会（以下、地区同教）と連携する中で丹波市人権・同和教育協議会（以下、市同教）の果たす役割を明確にし、新しい人権課題にも積極的に取り組む。

３　研究事業

部落問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて取り組んできた学校・地域・職場での実践を交流する場として、兵人教丹波地区大会・中央大会、全人教育研究大会等に積極的に参加していく。

人権課題に取り組んでいる活動の発表は、兵人教大会と丹（まごころ）の里人権のつどいの活動事例発表に集約する。研究大会では丹波市での取り組みを発信するとともに、県内外の貴重な実践に学びながら、各職場や地域での人権教育に活かしていく。

４　研修活動

（１）学校教育分野（就学前部会、小学校部会、中・高校部会）での研修

　　　年間２回の部会を開催する。部会では、人権に関する知識を習得したり人権感

覚を磨いたりする場として、その都度テーマを設定し研修を深める。また、人権

教育研修会（学校分野）１回、人権ゆかりの地探訪１回を実施する。教育分野で

活動する上ですぐに役立つ内容となるように、専門の講師を招へいする。

（２）社会教育分野（社会教育部会・社会福祉部会・女性部会・ＰＴＡ部会・企業部

会・宗教部会）での研修

　年間２回の研修会方式による合同部会を開催する。社会教育分野の全ての部会

を対象とした同一テーマでの研修、さらにテーマごとに部会を分けた研修を実施

する。かけがえのない一人ひとりが、誰からも排除されず、互いに支えられ、大

切にされ、自分らしく生きることのできる、人権文化に根ざした家庭・職場・地

域社会をめざして、より人権に対する関心が高まるように、専門家の講師を招聘

した研修会方式に切りかえる。

（３）行政職員分野での研修

　　　年間２回の部会を開催する。部会では、人権に関する知識を習得したり人権感

覚を磨いたりする場として、その都度テーマを設定し研修を深める。人権教育研

修会（行政分野）内容は、行政職員研修会運営委員会にて検討される。

（４）研修内容

①今年度は、多様性尊重社会の実現をめざすきっかけとなる人権啓発ドラマＤ

ＶＤ「あした咲く」（兵庫県人権啓発協会企画）を使って、性別に関わらずそ

の個性と能力を十分に発揮し、ともに輝ける共生社会をめざすために、大切

にしなければならないことについて考える研修を行う。

②日本国憲法、人権関連三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）、「第２次丹波市人権施策基本方針」についての理解を深める研修に取り組む。

③参加型学習（やりとりのある学習手法）で「テーマ：人権とは何か」につい

て日本国憲法をはじめ様々な法律を通して学び、民主主義社会に参加する市

民力をつける。

④人権教育研修会（学校教育分野・行政職員の２分野）を実施し、専門の講師

を招聘する。

⑤理事研修及び人権ゆかりの地探訪では、直接現地におもむくことによって得

られる体験学習として本年度も継続して実施する。

５　広報・啓発活動

（１） 「丹の里人権のつどい」は、丹波市における一大人権イベントとなっている。この事業では、全体会の中で人権活動事例発表を行っている。学校や地域で人権課題の解決に向けて活動している事例発表として、ＰＴＡと市同教が発表する予定である。開催日は１２月９日（日）、春日文化ホールを会場に実施する予定である。

（２） 市同教発足（2005年）以来継続して発行している広報紙「人権ネットワーク

たんば」を、本年度も３回発行する。配布方法は 、各自治会組織の協力を得て

全戸配布するとともにホームページ上にもアップし、市民の人権意識の高揚に

貢献できるよう、更に読みやすい紙面づくり（Ａ３版両面カラー刷）に努める。

（３） 中学生の人権作文については好評を得ているので今後も継続する。

（４） 市同教の活動を理解してもらうためにホームページの更新に取り組む。

６　関係機関・団体との連携

市同教の事業を推進するために、丹波市、丹波市教育委員会、神戸地方法務局柏原支部等の行政機関との連携をより密にするとともに、丹波市の進める人権施策にのっとり、地域社会に根付く取り組みができるよう努力する。

また市同教に集う団体、企業はもちろん、研究大会や研修会等の事業へ多くの市民が参加できるよう呼びかけることにより、より多くの団体や企業との連携を深める。